平成２８年（フ）第２４８号
宮崎市西池町７番16号　西池セントラルハイツ301号
債務者　仲　　章吾
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５３号
宮崎市新城町59番地１　サンヴィラージュ101号
債務者　栗林　和子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５４号
宮崎市新城町59番地１　サンヴィラージュ101号
債務者　栗林　奈央
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０号
宮崎県串間市大字大平4339番地
債務者　江藤　義秀
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第７９号
宮崎県都城市一万城町5008番地　県営一万城北団地１棟301号
債務者　吉田美智代
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第８０号
宮崎県都城市一万城町5008番地　県営一万城北団地１棟301号
債務者　坂辻　彩乃
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第６１号
鹿児島県伊佐市菱刈南浦308番地１　瓜之峰第２団地101号
債務者　比江島まゆみ
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
鹿児島県出水郡長島町川床942番地　川床団地Ｃ棟203号
債務者　浦本小百合（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
秋田市広面字屋敷田11番地４
債務者　櫻庭　正信
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８２号
千葉県富里市七栄638番地３　（ファミリーグリーン303）
債務者　二タ見美沙
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８６号
千葉県印西市瀬戸1211番地
債務者　山崎さやか
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１９４号
茨城県鹿嶋市宮下４丁目３番地７
債務者　豊永　香織
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８３号
福井県鯖江市水落町２丁目26番31号　ライブビル水落．102、旧住所福井県鯖江市長泉寺町１丁目２番46号　グリーンコーポ鯖江．102
債務者　上村　栄一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
福井県鯖江市御幸町３丁目10番Ｓ２－204号
債務者　奈良　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
福井県坂井市坂井町宮領第37号１番地58
債務者　北田美千子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
長野県諏訪市沖田町２丁目110番地１　グリンピュア日総104、旧住所長野県塩尻市大小屋26－７　イーグルハイツ206号
債務者　増田　　満
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６４号
長野県諏訪郡富士見町落合9839番地４
債務者　清水　妙子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部